

GIS を活用した 農業振興地域整備計画策定のご案内

農振計画は「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づく計画で、農業振興地域内の農業に関する調査を行い現況を把握することで、農業振興の方向（地域概況、農業生産目標、農業経営指標など）、農用地利用計画（農用地区域の用途区分）を定めるものです。

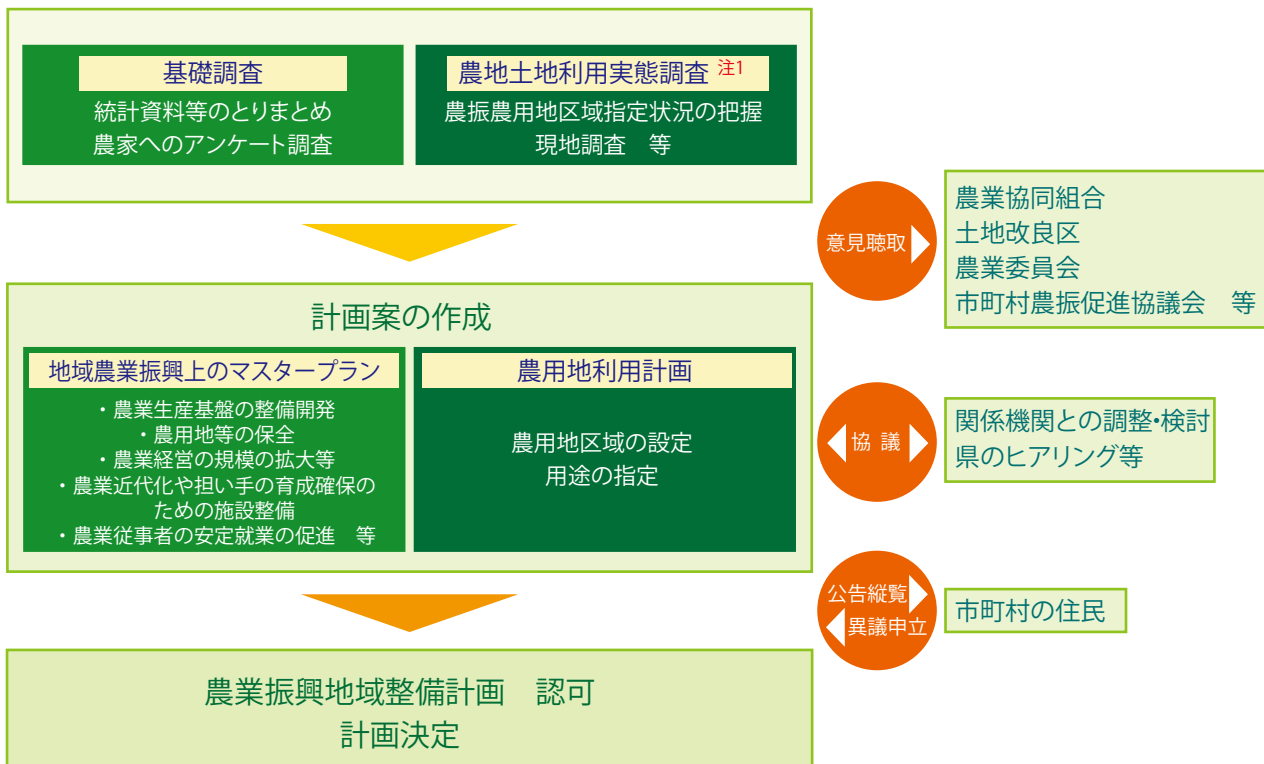
農振法（平成21年12月施行）では、

1. 市町村はおおむね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施すること

2. これに基づき、農業振興地域整備計画の見直しを行うこと

とされています。

■ 計画策定の手順



注1 農地土地利用実態調査

農用地区域の指定状況の把握は、時間を費やす作業です。

そこで当協会は、GIS（地理情報システム）を活用した農地管理をご提案します。

■ GIS を活用した農振農用地区域管理

GIS（地理情報システム）を活用することにより、

1. 農地の地目、地積、地番、農振農用地区域指定及び除外、その他必要な情報を地図上で把握できます。
2. ほ場整備区域、耕作放棄地、その他営農に関するデータを重ねることにより、客観的な優良農地の選定ができます。
3. 正確かつ迅速な土地利用状況の把握、土地利用計画ができます。



GIS 化のメリット

- 農用地区域管理業務が簡略化
- 農家への説明に便利
- 農業委員会の農地台帳への移行が簡易
- 幅広い活用が可能（水田台帳管理、遊休農地対策、防災 など）

■ 業務実績（農業振興地域整備計画）

うきは市 (H18～H19)	那珂川町 (H21～H23)	玉名市 (H26～27)
荒尾市 (H19)	直方市 (H22～H23)	小都市 (H26～27)
合志市 (H19～H20)	糸島市 (H22～H23)	行橋市 (H26)
古賀市 (H19～H20)	小竹町 (H23～H24)	西米良村 (H28)
杵築市 (H19～H23)	嘉麻市 (H23～H24)	荒尾市 (H28)
粕屋町 (H20～H21)	古賀市 (H24～H25)	行橋市 (H28)
玉名市 (H20～H21)	竹田市 (H24～H25)	
豊前市 (H20～H21)	久留米市 (H24～H26)	
嬉野市 (H21～H22)	豊後大野市 (H24～25)	
	西原村 (H26～27)	



一般財団法人
九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410(代表) 092-662-0448(環境計画課)

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(環境計画課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

技術担当 : 環境部 環境計画課
料金・見積担当 : 総務部 渉外課